

— SAGA 2024 基山町実行委員会 —

第1回宿泊衛生専門委員会

SAGA 2024

国スポ・全障スポ

新しい大会へ。

すべての人に、スポーツのチカラを。

日時：令和4年7月27日（水）19時から

場所：基山町民会館2階会議室A

— 目 次 —

次 第	1
報告第1号 SAGA2024基山町実行委員会宿泊衛生専門委員会委員一覧	2
報告第2号 SAGA2024基山町開催推進計画	3～5
第1号議案 SAGA2024基山町宿泊基本計画(案)	6
第2号議案 SAGA2024基山町医事・衛生基本計画(案)	7
第3号議案 SAGA2024基山町競技別リハーサル大会宿泊実施要項(案)	8～9
第4号議案 SAGA2024基山町弁当調達要項(案)	10～11
第5号議案 SAGA2024基山町医療救護要項(案)	12～13
第6号議案 SAGA2024基山町防疫対策要項(案)	14
第7号議案 SAGA2024基山町食品衛生対策要項(案)	15
第8号議案 SAGA2024基山町環境衛生対策要項(案)	16～17
第9号議案 SAGA2024基山町弁当調整施設選定基準(案)	17-1～17-2
競技式典専門委員会のスケジュール	18
【資料】	
資料1 SAGA2024の概要	19～23
資料2 SAGA2024基山町開催基本方針	24
資料3 策定予定各種計画の体系図	25
資料4 SAGA2024基山町実行委員会会則	26～28
資料5 SAGA2024基山町実行委員会専門委員会規程	29～31

— 次 第 —

1 開 会

2 室長あいさつ

3 報告事項

報告第1号 SAGA2024基山町実行委員会宿泊衛生専門委員会委員について

報告第2号 SAGA2024基山町開催推進計画について

4 議 事

第1号議案 SAGA2024基山町宿泊基本計画（案）について

第2号議案 SAGA2024基山町医事・衛生基本計画（案）について

第3号議案 SAGA2024基山町競技別リハーサル大会宿泊実施要項（案）について

第4号議案 SAGA2024基山町弁当調達要項（案）について

第5号議案 SAGA2024基山町医療救護要項（案）について

第6号議案 SAGA2024基山町防疫対策要項（案）について

第7号議案 SAGA2024基山町食品衛生対策要項（案）について

第8号議案 SAGA2024基山町環境衛生対策要項（案）について

第9号議案 SAGA2024基山町弁当調整施設選定基準（案）について

5 その他

競技式典専門委員会のスケジュールについて

6 閉 会

SAGA 2024 基山町宿泊衛生専門委員会 委員一覧 (名簿)

● 委員長

1

選出区分	所属機関・団体名	氏名
宿泊・観光関係	基山町観光協会	柳島 一清

● 副委員長

選出区分	所属機関・団体名	氏名
町	基山町まちづくり課	井上 信治

● 委員

選出区分	所属機関・団体名	氏名
競技関係	佐賀県卓球協会	森 昭弘
競技関係	佐賀県卓球協会	長谷部 留美子
競技関係	佐賀県卓球協会	松木 義和
医療・福祉関係	(一社) 鳥栖三養基医師会	水田 豊
医療・福祉関係	三養基・鳥栖地区歯科医師会	青柳 俊
医療・福祉関係	(社) 基山町社会福祉協議会	佐藤 薫
医療・福祉関係	基山町身体障害者福祉協会	村山 嘉昭
医療・福祉関係	基山町ボランティア連絡協議会	上杉 勝美
町	基山町健康増進課	藤田 和彦
町	基山町福祉課	吉田 茂喜

SAGA2024基山町開催推進計画（案）

SAGA2024の成功に向け、町民の総力を結集し、本町を訪れる方々を温かいおもてなしの心でお迎えするとともに、スポーツの力で、人生を楽しくより豊かなものとし、だれもが健康でスポーツを楽しめる契機となる大会を目指し、SAGA2024基山町開催基本方針に基づきSAGA2024基山町開催推進計画を定めるものとする。

1 個別計画目標

(1) 総務企画関係

ア 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と緊密に連携を図り、スポーツを通じた交流や連携・協働が促進され活力あるまちづくりを推進する大会となるよう、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

イ 財務

県等と連携し、簡素・効率化を図りながらも、創意工夫を生かした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

ウ 広報

大会に対する町民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、歴史、文化、自然など本町の多彩な魅力を全国に発信する。

エ 町民運動

大会を盛り上げるため、町民一人ひとりがそれぞれの立場で積極的に参加する機運を醸成し、町民協働のまちづくりの推進につなげる。

オ 観光・接伴

選手・監督をはじめ本町を訪れる方々に、本町の多彩な魅力に触れていただくとともに、心のこもったおもてなしを提供する。

(2) 競技式典関係

ア 競技

県等と緊密に連携し、大会の円滑な運営を図るとともに、必要な用具については、効率的に整備する。

イ 式典

開始式及び表彰式は、選手等の負担にならないよう簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらし、心に残る式典とする。

ウ 施設

既存施設の有効活用を図るとともに、国民スポーツ大会開催基準要項の施設基準を踏まえながら、開催後の町民の利用も見据えた整備を行う。

(3) 宿泊衛生関係

ア 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者が最高のコンディションで活躍ができるよう、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

イ 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会に関わる全ての方々の健康・安全を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、県等と緊密に連携し、医事・衛生体制の確立を図る。

(4) 輸送交通関係

ア 輸送交通

交通事業者等と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

イ 消防防災・警備

大会会場その他大会関係施設における災害の防止や治安の確保、非常時における緊急対応に万全を期するため、消防・警察その他関係機関等と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

2 年次計画

SAGA2024基山町開催推進年次計画(年度別業務一覧)は、次のとおりとする。また、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

S A G A 2 0 2 4 基山町宿泊基本計画（案）

1 目的

S A G A 2 0 2 4 に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）を心のこもったおもてなしでお迎えし、それぞれの分野で十分な活躍ができるよう、「S A G A 2 0 2 4 基山町開催推進計画」に基づき、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舍の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

2 内容

(1) 宿舍

- ア 大会参加者の宿舍は、県、関係機関、関係団体等と協議のうえ、町内及び近隣市町の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- イ 風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる宿舍は利用しない。

(2) 配宿

- ア 選手、監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。
- イ 選手及び監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して割り当てる。
- ウ 役員、視察員、報道員等の宿舍は、原則として選手及び監督とは別にする。
- エ 大会参加者を近隣市町の宿舍に配宿する場合は、県と協議して行う。

(3) 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

(4) 食事

大会参加者に提供する食事は、衛生面や栄養バランスを考慮するとともに、地元の多彩で新鮮な食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

SAGA2024基山町医事・衛生基本計画（案）

1 目的

SAGA2024の医事・衛生については、参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）が十分な活躍と観覧ができるよう万全を期するため、「SAGA2024基山町開催推進計画」に基づき、関係機関、関係団体等と緊密に連携し、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境の整備に努める。

2 内容

(1) 医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送など、医療救護体制を整える。

(2) 防疫

大会参加者等の感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に対する意識の向上を図る。

(3) 食品衛生

大会参加者等の食中毒の発生予防に努め、飲食物の安全を期するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、宿舍及び食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に対する意識の向上を図る。

(4) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等はもとより、広く町民の協力を得て、宿舍の衛生対策、廃棄物の適切な処理、ねずみ・衛生害虫等の駆除、飲料水による事故の防止、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。

SAGA2024基山町競技別リハーサル大会宿泊実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024基山町宿泊基本計画」に基づき、SAGA2024競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員及び視察員等（以下「大会参加者」という。）の宿泊について必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA2024基山町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関及び関係団体と十分な調整を行い、大会参加者の宿泊業務にあたるものとする。

3 宿舎

大会参加者の宿舎は、原則として町内及び近隣市町の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。）とする。

ただし、風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる宿舎は利用しないものとする。

4 配宿

- (1) 選手、監督の宿舎は、都道府県（又はチーム）別及び男女別等を考慮して配宿するものとする。
- (2) 選手、監督の配宿は、原則として他の大会参加者とは別とする。
- (3) 1人の宿泊に要する広さは3.3㎡（2畳）以上とする。

5 宿泊料金

宿泊料金は、旅館ごとに設定を行うものとする。

6 食事

- (1) 宿舎において提供する食事は、衛生面に十分配慮するとともに、選手に考慮し、栄養面に優れた献立とする。
- (2) 昼食弁当については、別に定める弁当調達要項に基づき、斡旋・支給を行うものとする。

7 宿泊料金の精算

宿泊料金の精算は、宿泊責任者又は大会参加者が現地にて精算するものとする。

8 その他

- (1) 大会参加者が、実行委員会に対して宿泊の斡旋を希望しない場合は、この要項は適用しない。

(2) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は別に定める。

SAGA2024基山町弁当調達要項（案）

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024基山町宿泊基本計画」に基づき、SAGA2024に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA2024基山町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関、団体等の協力を得て、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、弁当調達計画を作成する。

4 対象及び調達期間

- (1) 選手、監督、視察員及び報道員等（以下「選手、監督等」という。）のうち弁当を希望するもの並びに競技役員、競技補助員、競技会補助員等（以下「役員等」という。）を対象とする。
- (2) 弁当調達期間は、選手、監督等については大会開催期間（公式練習日を含む）、役員等については大会業務に従事する期間とする。

5 弁当調製施設の指定及び取消し

- (1) 弁当調製施設については、別に定める「SAGA2024基山町弁当調整施設選定基準」に基づき、関係機関の協力を得て実行委員会が指定する。
- (2) 実行委員会は、前項の規定により弁当調製施設を指定するときは、SAGA2024基山町弁当調製施設指定書（様式第1号）を交付する。
- (3) 実行委員会は、指定弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。
 - ア 食品衛生関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部または一部の禁止若しくは期間を定めて停止処分等各種行政処分を受けたとき。
 - イ 食品衛生関係法令に基づく指導に速やかに従わないとき。
 - ウ 弁当調製業務を第三者に委託したとき。
 - エ その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

6 弁当引換所の設置及び運営

実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適切な運営を行う。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会においては、競技団体からの依頼があった場合、本要項4の規定に準じ、5（1）で指定する弁当調製施設を斡旋する。

(様式第1号)

SAGA2024基山町弁当調製施設指定書

令和 年 月 日

様

SAGA2024実行委員会 会長 松田 一也

SAGA2024における弁当調製施設について、SAGA2024基山町弁当調達要項第5項に基づき、下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
大会名	
適用期間	

SAGA2024基山町医療救護要項（案）

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024基山町医事・衛生基本計画」に基づき、SAGA2024（以下「大会」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA2024基山町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、SAGA2024実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、救急隊員等を配置する。

(3) その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED（自動体外式除細動器）等を配備する。

4 医療体制

医療体制については、次のとおり適切な対応を行う。

(1) 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

(2) 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

(3) 宿舎における医療救護

宿舎において、大会参加者等に傷病者が発生した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介又は救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに本町実施本部に連絡する。また、実行委員会は、宿舎提供者に対し、傷病者が発生した場合に迅速に対応できるよう、パンフレットや各種通知により、医療救護体制について周知を図る。

(4) イベント等における医療救護

本町主催のSAGA2024関連イベント等の開催に際しては、必要に応じて医療救護を実施する。

(5) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関と協議して定める。

5 医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本町で開催する競技別リハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこの要項を準用する。

SAGA2024基山町防疫対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024基山町医事・衛生基本計画」に基づき、SAGA2024（以下「大会」という。）における防疫対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA2024基山町実行委員会は、佐賀県が設置したSAGA2024実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て防疫対策を実施する。

3 防疫対策

(1) 衛生に対する意識の向上

感染症の予防防止のため、町民及び大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組を奨励する。

(2) 感染症に関する情報の収集及び提供

大会参加者等に感染症患者が発生した場合に、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、本町での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し大会参加者等への情報提供及び注意喚起を行う。

(3) 感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）発生時の措置

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、防疫対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 本町で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

SAGA2024基山町食品衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024基山町医事・衛生基本計画」に基づき、SAGA2024（以下「大会」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA2024基山町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、佐賀県が設置したSAGA2024実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、町民、大会参加者等に食品衛生に対する意識の向上を図り、食品衛生の向上に努める。

(2) 食品衛生管理の強化

保健所及び関係機関等の協力を得て、弁当調製施設、宿泊施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売店に対して食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保及び食品衛生の向上に努める。

(3) 健康診断

食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた保菌検査（検便）を励行するよう指導する。

ア 対象者

- (ア) 大会参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者
- (イ) 大会参加者等に昼食（弁当を含む。）を提供する食品関係従事者
- (ウ) 競技会場等において食品を提供する売店の従事者
- (エ) その他本市実行委員会が必要と認めた者

イ 病原体保有者に対する対策

検査の結果、病原体保有者と判断された者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な対策を講じる。

(4) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本町で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

SAGA2024基山町環境衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024基山町医事・衛生基本計画」に基づき、SAGA2024（以下「大会」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA2024基山町実行委員会は、佐賀県が設置したSAGA2024実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

町民、大会参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 会場の環境美化

競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

(3) 生活環境の美化

会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

(4) 宿舎の衛生対策

宿舎の管理者と連携し、宿泊者が快適な条件のもとに過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生管理が適切に実施できるよう強化を図る。

(5) 衛生害虫等の対策

ねずみ、衛生害虫等の発生防止対策の啓発に努め、必要に応じて予防及び駆除による衛生的な環境の確保を図る。

(6) 飲料水の衛生対策

水道事業者、その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

(7) 動物の適正管理

会場、宿舎等の周辺における動物の危害の防止を図る。また、飼い犬、猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

(8) 受動喫煙防止対策

ア 指定場所以外での喫煙防止対策

競技会場等に必要に応じて喫煙所を設置するとともに、指定喫煙所以外での喫煙防止対策に努める。

イ 受動喫煙防止に対する意識の向上

関係機関・団体等と連携し、受動喫煙による健康への悪影響等について普及啓発を行い、受動喫煙防止に関する意識の向上を図る。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本町で開催する競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

SAGA2024基山町弁当調製施設選定基準（案）

SAGA2024において、SAGA2024基山町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が提供する弁当の調製施設の選定基準は、次のとおりとする。

1 営業条件について

- (1) 基山町内に本社又は営業所があり、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を有している施設であること。
- (2) 基山町税について滞納がないこと。

2 衛生管理体制について

- (1) 国スポ開催前の過去3年間に食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- (2) HACCPシステムによる衛生管理に取り組んでいること、又は「大量調理施設マニュアル」（平成9年3月24日厚生省発行）に基づく対応を実践できる施設であること。
- (3) 食品衛生法に基づく食品衛生監視票における評価が直近（6か月以内）で80点以上であること。
- (4) 検食は、原材料及び調理済み食品毎に50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封して-20℃以下で2週間以上保存できること。
- (5) 調理従事者（食品の盛り付け等、食品に接触する可能性のある者であって臨時職員を含む。）の全員に対し、国スポの開会日前1か月以内に検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの。）の実施が可能であること。
なお、検便検査項目にはノロウイルス（抗原検査）も含めることが望ましい。
- (6) 食品賠償保険等に参加していること、又は国スポ開催期間中参加できること。
- (7) 実行委員会が指定した時刻・場所に適切な温度管理できる冷蔵車等を利用して適切に運搬できること。
- (8) 食品表示法（平成25年法律第70号）に基づき、弁当容器への表示（名称、原材料名（食品添加物、アレルギー物質等の表示を含む。）、消費期限（時刻まで表示）、保存方法、製造所所在地、製造者名、その他実行委員会が指示する表示等）を行うこと。

3 弁当調製能力・対応能力について

- (1) 調製能力が、1日当たり最大100食以上であること。
- (2) 第三者に委託することなく弁当の調製が可能であること。
- (3) メニューの日替わりが、5日以上可能であること。
- (4) 単価に応じた弁当の調製、栄養価バランス・カロリー等に配慮したメニューの提供が可能であること。
- (5) 実行委員会が定める弁当料金による調製ができること。
- (6) ダンボール箱等に梱包して納入ができること。

- (7) 実行委員会が定める容器、包装紙等での提供が可能であること。
- (8) 前日の午後6時までの発注（変更・取消含む。）で、消費期限を当日の午後3時以降に指定した弁当を午前10時30分までに実行委員会が指定した場所に納入できること。

宿泊衛生専門委員会のスケジュール

※開催時期や内容は、予定であり準備の進捗により変動することがあります。

年度	内容	備考
令和4年度 (2年前)	第1回専門委員会の開催（令和4年7月27日） （1）宿泊基本計画（案） （2）医事・衛生基本計画（案） （3）競技別リハーサル大会宿泊実施要項（案） （4）弁当調達要項（案） （5）医療救護要項（案） （6）防疫対策要項（案） （7）食品衛生対策要項（案） （8）環境衛生対策要項（案）	
令和5年度 (1年前)	第2回専門委員会の開催（日程未定） （1）救護所設置計画（案）	リハーサル大会 の実施

SAGA 2024 の概要について

1 沿革・歴史

戦後の荒廃と混乱の中で、スポーツを通じて国民に勇気と希望を与えようと、全国規模の体育大会が提案され、昭和 21 年に戦災を逃れた京都を中心とした京阪神地区において国民体育大会の第 1 回が開催された。

令和 6 年に開催予定の佐賀県大会は、第 78 回を迎え、佐賀県での開催は昭和 51 年（第 31 回）以来、2 回目の開催である。

《国民体育大会開催順》

昭和 21 京都等	昭和 22 石川	昭和 23 福岡	昭和 24 東京	昭和 25 愛知	昭和 26 広島	昭和 27 福島等	昭和 28 徳島等
昭和 29 北海道	昭和 30 神奈川	昭和 31 兵庫	昭和 32 静岡	昭和 33 富山	昭和 34 東京	昭和 35 熊本	昭和 36 秋田
昭和 37 岡山	昭和 38 山口	昭和 39 新潟	昭和 40 岐阜	昭和 41 大分	昭和 42 埼玉	昭和 43 福井	昭和 44 長崎
昭和 45 岩手	昭和 46 和歌山	昭和 47 鹿児島	昭和 48 沖縄/千葉	昭和 49 茨城	昭和 50 三重	昭和 51 佐賀	昭和 52 青森
昭和 53 長野	昭和 54 宮崎	昭和 55 栃木	昭和 56 滋賀	昭和 57 島根	昭和 58 群馬	昭和 59 奈良	昭和 60 鳥取
昭和 61 山梨	昭和 62 沖縄	昭和 63 京都	平成元 北海道	平成 2 福岡	平成 3 石川	平成 4 山形	平成 5 徳島等
平成 6 愛知	平成 7 福島	平成 8 広島	平成 9 大阪	平成 10 神奈川	平成 11 熊本	平成 12 富山	平成 13 宮城
平成 14 高知	平成 15 静岡	平成 16 埼玉	平成 17 岡山	平成 18 兵庫	平成 19 秋田	平成 20 大分	平成 21 新潟
平成 22 千葉	平成 23 山口	平成 24 岐阜	平成 25 東京	平成 26 長崎	平成 27 和歌山	平成 28 岩手	平成 29 愛媛
平成 30 福井	令和元 茨城	令和 2 —	令和 3 三重	令和 4 栃木	令和 5 鹿児島	令和 6 佐賀	令和 7 滋賀
令和 8 青森	令和 9 宮崎	令和 10 長野	令和 11 群馬	令和 12 島根	令和 13 奈良	令和 14 山梨	令和 15 鳥取

2 目的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

3 主催

大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日スポ協」という。）、文部科学省及び開催地都道府県（以下「開催県」という。）とし、各競技会については日スポ協加盟競技団体及び会場地市町を含めたものとする。

4 名称等の変更

平成 30 年 6 月 13 日に「スポーツ基本法の一部を改正する法律」が国会で成立し、令和 6 年の佐賀大会は、国民体育大会の名称が「国民スポーツ大会」に変わる最初の本大会（*）となる。

また、「スポーツ基本法」の改正に伴い、大会の略称も「国体（こくたい）」から「国スポ（こくすぽ）」に変更になる。

*：本大会は秋季に行われる国民スポーツ大会のこと

【変更内容】

	旧	新
大会名称	国民体育大会	国民スポーツ大会
英語表記	NATIONAL SPORTS FESTIVAL	JAPAN GAMES
略 称	国体（こくたい）	国スポ（こくすぽ）

- 法律成立日：平成 30 年 6 月 13 日
- 施 行 日：令和 5 年 1 月 1 日
- 変 更 理 由：

世界中のあらゆる人々がスポーツのために我が国に集う 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を好機と捉え、「スポーツ」の価値を世界の人々と分かち合い、「スポーツ」を通じた社会改革に向け世界各国と協調していくため、世界的に広く用いられている「スポーツ」の語を基本的に用いるべく、「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」と改める等の改正を行う。

5 開催時期、期間

- 本大会開催時期：令和 6 年 10 月 5 日～10 月 15 日
 ※卓球競技：令和 6 年 10 月 5 日～令和 6 年 10 月 9 日
- 本大会開催期間：11 日間

6 愛称・メッセージ

- 愛称・メッセージは

「国民体育大会」が「国民スポーツ大会」と変わる初めての本大会となる佐賀大会の愛称・メッセージを決定されています。

愛称	SAGA2024 (サガ ニーマル ニーヨン)
メインメッセージ	新しい大会へ。すべての人に、スポーツの力を。

7 実施予定競技

<正式競技> 37 競技 (毎年実施 36 競技、隔年実施 1 競技)

- 毎年実施競技 (36 競技)

陸上競技	水泳	サッカー
テニス	ボート	ホッケー
バレーボール	体操	バスケットボール
レスリング	セーリング	ウエイトリフティング
ハンドボール	自転車	ソフトテニス
卓球	軟式野球	相撲
馬術	フェンシング	柔道
ソフトボール	バドミントン	弓道
ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール
スポーツクライミング	カヌー	アーチェリー
空手道	銃剣道	なぎなた
ボウリング	ゴルフ	トライアスロン

- 隔年実施競技 (1 競技)

ボクシング、クレール射撃のうち佐賀大会ではクレール射撃を実施。

<特別競技> 1 競技

高等学校野球 (硬式及び軟式)

<公開競技> 7 競技

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック **※基山町では、パワーリフティングを実施。**

<デモンストレーションスポーツ>

生涯スポーツの振興を主な目的とし、正式競技・特別競技・公開競技以外のもの
で、原則として県内居住者を対象に実施することができる競技。

(例) 合気道、スポーツウェルネス吹矢、ソフトバレーボール、パークゴルフ、室内ペタンク等 **※基山町では、草スキーを実施。**

8 文化プログラム

スポーツ芸術及び開催県の郷土文化の普及啓発を目的に実施する。

(例) 舞台(音楽、舞踏、演劇等)、展示(美術、映像等)

9 選手・監督数

第74回茨城国体実績 延べ 88,640 人
内卓球競技：1,935 人

10 大会関係者数

第74回茨城国体実績 延べ 107,966 人
内卓球競技：3,245 人

11 観覧者数

第74回茨城国体実績 延べ 535,122 人
内卓球競技：12,834 人

12 SAGA 2024 基山町開催競技について 正式競技

競 技	種 別	会 場 予 定 施 設
卓球	少年男子	基山町総合体育館
	少年女子	
	成年男子	
	成年女子	

年度	主要日程	基山町実行委員会
平成30年 (2018年) 【6年前】 開催：福井県	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">開催内定</div>	
令和元年 (2019年) 【5年前】 開催：茨木県	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">中央競技団体 正規視察</div>	
令和2年 (2021年) 【4年前】	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">開催決定</div>	
令和3年 (2021) 【3年前】 開催：三重県		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">実行委員会発足（実行委員会事務局）</div>
令和4年 (2022年) 【2年前】 開催：栃木県		<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> 総会 (年1回開催予定) 各専門委員会 (随時開催) </div>
令和5年 (2023年) 【1年前】	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">国スポリハーサル大会開催</div>	
令和6年 (2024年) 【開催年】	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">第78回国民スポーツ大会</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 20px;">実行委員会解散</div>

S A G A 2 0 2 4 基山町開催基本方針

1 基本方針

町民が、スポーツの力で、人生を楽しくより豊かなものとし、だれもが健康でスポーツを楽しめる町を目指すために、第 78 回国民スポーツ大会に向けた取り組みを計画的かつ効率的に展開します。また、本町の恵まれた自然や文化などの地域資源を最大限に活用し、効率化を図りながら、町民参加と協働により、本町の多彩な魅力を全国に発信するとともに、「アイが大きい基山町～住む人にも訪れる人にも満足度 No. 1 のまち基山～」の実現を目指します。

2 実施目標

(1) 基山の魅力を全国に発信する大会

S A G A 2 0 2 4 開催を本町の魅力を発信する絶好の機会ととらえ、個性あふれる歴史、文化、自然など本町の多彩な魅力を全国に発信します。

(2) 基山の特色を活かし、創意工夫を凝らした大会

開催準備や大会運営は、様々な視点から基山町独自の創意工夫を凝らし、町民参加と連携が深められるよう努めます。併せて、大会の拠点となる体育施設及び町民会館の充実や機能強化を図り、S A G A 2 0 2 4 開催後の地域活性化につながる取り組みを実施します。

(3) 心のこもったおもてなしで創る大会

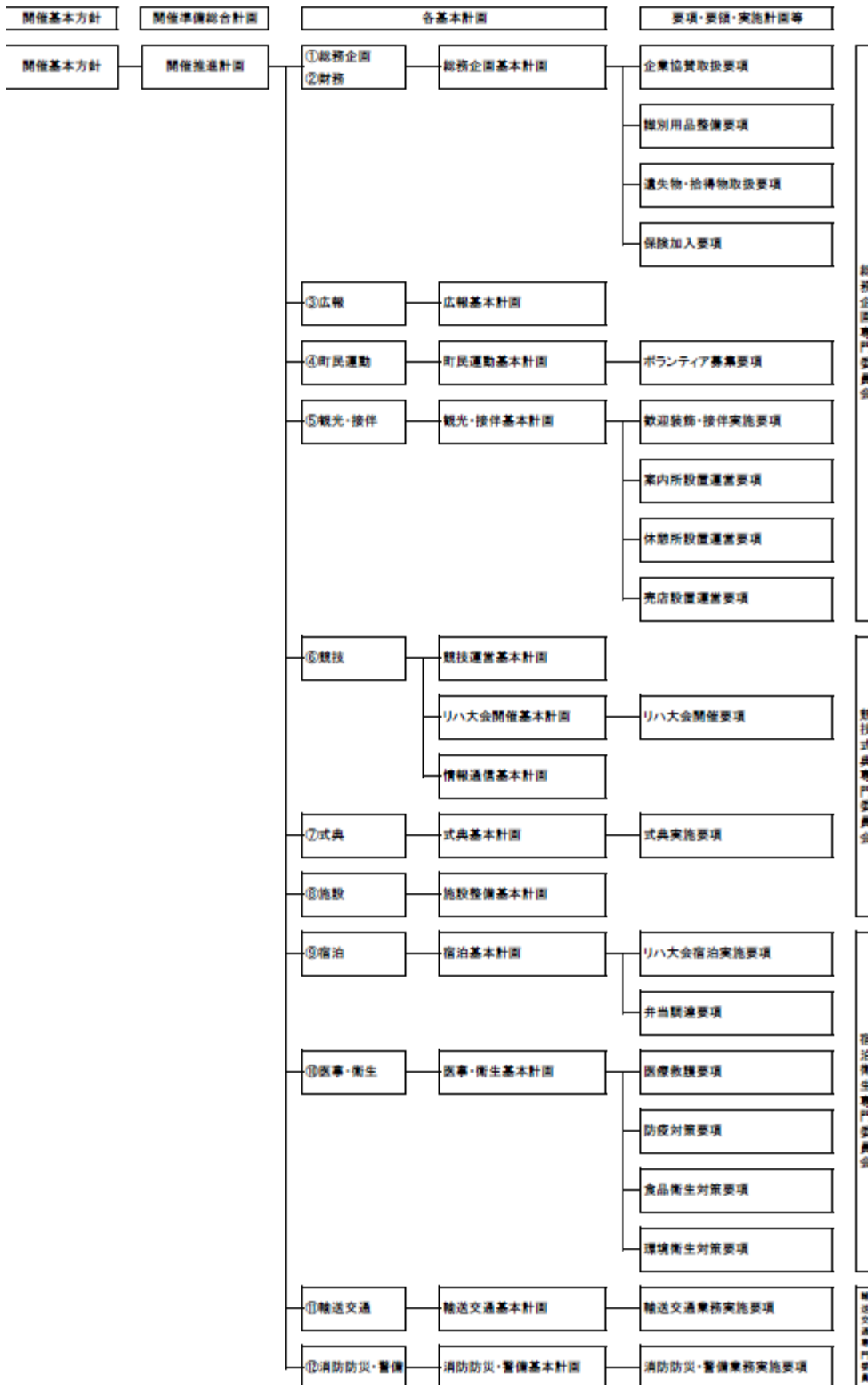
来訪者を温かくお迎えし、交流の輪を広げるとともに、記念イベントや観光、歴史、文化的事業の推進を図りながら地域の絆を深め、心のこもったおもてなしに努めます。

(4) 生涯スポーツの推進とスポーツの力を発揮できる大会

選手各々が実力を十分に発揮できる大会運営に努めます。また、S A G A 2 0 2 4 開催により、町民のスポーツに対する意欲や関心を高め、スポーツを「する・親しむ・見る・出場する・応援する・支える」機会充実が図られる大会に努めます。

策定予定各種計画の体系図

資料3



SAGA2024基山町実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、SAGA2024基山町実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、SAGA2024において、基山町で開催される競技会（以下「競技会」という。）に関し、必要な準備及び運営を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱及び任命する。

- (1) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (2) 基山町を代表する者
- (3) 基山町議会を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名
- (3) 監事 2名

(役員を選任及び職務)

第6条 会長は、基山町長をもって充てる。

2 副会長は佐賀県議会議員、基山町議会議長、基山町体育協会会長、基山町商工会会長、基山町副町長、基山町教育委員会教育長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

3 監事は、佐賀県農業協同組合基山支所長及び基山町会計管理者をもって充て、本会の会計を監査する。

(任期等)

第7条 委員の任期は、委嘱及び任命されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第8条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 専門委員会

(総会)

第9条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 専門委員会の設置及び専門委員会への委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第10条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会の、専門委員長は、専門委員の中から選任し、総会から委任された事項について調査、審議し、その結果を総会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は会長が別に定める。

4 専門委員の任期等については、第7条の規定を準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第11条 会長は総会を招集するいとまがないとき、又は総会の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第12条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第13条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第14条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第15条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第16条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、基山町に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第17条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は、令和3年12月21日から施行する。

SAGA2024基山町実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、SAGA2024基山町実行委員会会則（以下「会則」という。）第10条第3項の規定に基づき、SAGA2024基山町実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(区分及び所掌事務)

第2条 専門委員会の区分及び所掌事務は、別表のとおりとする。

(組織)

第3条 専門委員会は、SAGA2024基山町実行委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱した委員をもって構成する。

(役員)

第4条 各専門委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は、会長が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、議長は、委員長又は委員長が指名したものがこれに当たる。

2 専門委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。

ただし、出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。

3 専門委員会の会議の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会の会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

1 この規程は、令和3年12月21日から施行する。

2 専門委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず会長が招集する。

別表（第2条関係）

区 分	所 掌 事 務
<p>総務企画 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画に関すること 2 広報及び町民運動に関すること 3 観光、接伴及び歓迎装飾に関すること 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること
<p>競技式典 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技及び式典計画に関すること 2 競技会の運営に関すること 3 競技施設及び関連施設の整備に関すること 4 開始式及び表彰式に関すること 5 通信に関すること 6 大会旗及び炬火イベントに関すること 7 その他競技式典に関すること
<p>宿泊衛生 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊及び配宿計画に関すること 2 環境衛生及び食品衛生に関すること 3 防疫対策及び医療救護に関すること 4 その他宿泊衛生に関すること
<p>輸送交通 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送計画に関すること 2 交通及び駐車場に関すること 3 警備及び消防防災対策に関すること 4 その他輸送交通に関すること

SAGA2024基山町実行委員会専門委員会への委任事項

SAGA2024基山町実行委員会会則第10条第2項に基づく総会から専門委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総務企画及び運営に関すること。
- 2 競技会場及び競技運営並びに式典に関すること。
- 3 宿泊及び医事衛生に関すること。
- 4 輸送、交通、警備及び消防に関すること。
- 5 広報及び町民運動に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。